

実践的問いの文脈性と手続き性
—— 正当化を軸とする倫理的思考の可能性 ——
霜田 求

はじめに

「倫理学に何ができるか」という問いに答えるためには、学問分野としての布置連関、社会的な評価や要請、専門分野としての研究者の自己理解といった点に即して、「そもそも倫理学とは何か」という問いに答えておく必要があるだろう。ここではこれらの論点も視野に入れつつ、「倫理的思考」を軸に据えて倫理学という営みの可能性を探ることで、この問いに答えてみたい。その際に設定される問題は、「現代社会において人々が直面する（するかもしれない）実践的課題に対して、その問題解決（対立・競合する見解の調停・紛争解決・利害調整・ルール策定・政策形成）の方向づけに倫理的思考が寄与できることがあるとしたら、それはどのようなことか」というものである。

それでは、倫理的思考とはどのようなものだろうか。さしあたり、「実践的ことがらに関して問いを立てること、その問いに応答すること（可能な選択肢を示すこと）、そして自他の応答について吟味・検証すること——このような営みの中で行使される知的活動」と定義しておこう。提示される問いは、たいていの場合二つの位相に分けることができる。一つは、問いへの応答が正／不正、許容／規制・禁止といった判断を下される、「規範的問い」のレベルである。個人の意思（動機）や行為において働く強制／当為としての拘束性（法の遵守など）、社会の秩序を維持する原理・原則・ルール（死刑制度など）、限られた資源の負担と配分（社会保障の仕組みなど）、新たな技術開発に伴って生じる便益・費用・危険性の評価や許容範囲・規制基準（遺伝子診断・治療など）をめぐる問いといった例を挙げることができよう。もう一つは、主に善悪や損得といった「価値評価的問い」の位相である。これら規範レベルでの問題についての意見形成や意思決定の際にしばしば根拠（理由）とされる、善価値（神・自然・生命の原理、善き生の構想、共通善、信念体系など）と利害関心（個人および社会の欲求・選好・効用、利権や権益、市場メカニズムなど）をめぐる問いがその内実を形づくる。

その立場や資格、あるいは意欲や関心度がどのようなものであれ、このような問いを受け止めそれに応答しようとする限り、人はいつでもすでに何らかの形で倫理的思考にコミットしてしまっていると言えるだろう。そこで以下では、実践的ことがらを扱う学問分野の中で、とくに規範と価値それぞれの概念分析や両者の関係づけについて膨大な研究蓄積を有する法哲学（法理学）の成果に着目し、それを導きの糸として倫理的思考の可能性について考えてみたい。

第1章 法的思考から倫理的思考へ——脱規範化思考と価値規範化思考

法的思考とは、法的判断を迫られる実践的問題に直面したとき、法の解釈・適用あるいは法的推論・法的議論として、紛争解決・利害調整・政策形成といった目的のために、実定法に準拠しつつ行使される知的活動のことである（田中 1989）。決定内容が「規範とし

て妥当する（＝効力を持つ）」ためには、言い換えると、行為に対する原則や規則として強制ないし当為という形で課されうるためには、何らかの合理的な根拠（理由）が必要となる。その際の「合理性」の捉え方には二つの立場がある。一方は、実定法の遵守・適用・遂行に基づく「法的安定性」および「法の支配」といった事実性に根拠を求める「形式的・技術的な合理性」の立場（「法の道徳からの分離」を唱える法実証主義）で、他方は神・自然ないし共同体と結びついた特定の善構想を根拠とする「実質的な合理性」の立場（「法と道徳の結合」を唱える自然法論や法的モラリズム）である。

法的思考と同様、実践的問いに対して「規範的拘束力を持つ決定」を下すことが要請されている倫理的思考も、しばしばこうした対立構図に直面する。とりわけ、倫理的思考に固有の意義があることを示そうとするとき、道徳という問題領域やそこで働く独自の思考様式を排除（または無化）しようとする実証主義的思考との対決は避けられない。法実証主義的思考を特徴づける指標は、法に関する道徳的な価値評価（善悪、実質的正義、政治的なイデオロギー性）を排除し、規範の拘束性（強制／当為）を強制メカニズムへと一元化し、法共同体成員の自律性（内面的良心ないし民主主義的自治）を副次的なものに見なす、というものである。（矢崎 1963、田中 1994）

このような思考様式と強い親近性を持つ倫理的思考を「脱規範化思考」として類型化し、その問題性を明らかにしておきたい。脱規範化が意味するのは、

- ①「規範としての拘束力」を形式的・技術的な合理性と等置し、実質的な合理性を排除するのみならず、「道徳的に義務づける力」という側面を排除する、
 - ②一定の根拠（理由）によって正当化可能であるとする正義要求が自律的な主体に向けて「当為」として課されるという、道徳的規範性を考慮の外におく、
 - ③規範を、自由・権利・義務・責任に関わる紛争解決・政策形成や、対立ないし競合する価値の調整に必要なルールに還元する、
- というものである。

脱規範化思考の枠組みを形づくりと見られる思考様式をいくつか例示しておこう。

- ㊶身体および生命の自己所有＝自己決定を軸とする「リバタリアニズム的思考」。自己利害および選好充足と他者危害防止原則を行動原理とする合理的エゴイストというそのアトミズム的人間理解は、近年様々な領域で幅を利かしている。
- ㊷コスト（費用）とベネフィット（便益）を考量した上で、結果として社会的効用を最大化する決定を最善とする「市場原理主義的思考」。ここには、リスク（危険性）を伴う技術・施設・物質もそれを上回る便益が認められる場合にはある程度まで受忍・許容しつつ制御していくべきだとする「環境リスク論」や、法規範に市場モデルを導入し、費用便益分析と社会的効率性に基づく政策形成を志向する「法と経済学アプローチ」などが含まれる。
- ㊸技術的合理性に基づく社会工学的制御ないし管理に力点を置く「システム論的思考」。例えばそれは、民主主義の実質化を要求する異議申し立てを冷笑する現実主義という形を取る。
- ㊹権力闘争や力による支配の重視、公正よりも秩序ないし効率の優先といったスタンスをとる「反普遍主義的思考」。近代の普遍主義が掲げる実質的正義（人権、平等、民主主義）を相対化し、パワーゲームとしての戦争を肯定する歴史修正主義がその典型例である。

以上のような脱規範化思考に基づく言説が、しばしば人々の拠って立つ実質的な価値（とくに善き社会・善き生）を掘り崩すことに対して、そうした価値を規範の根拠に据えてこれに抗する倫理的思考は「価値規範化思考」として類型化できる。この思考様式は、価値多元性を否定する自己絶対化（独善性・排他性）という反リベラル的スタンスをとることもあれば、脱規範化思考に見られる諸傾向（アトミズム的個人主義、市場主義、効率・効用優先主義、権力主義）への対抗原理として機能することもある。

例を挙げると、

- ㉞形而上学的な価値（自然・神・生命）に依拠する伝統的自然法論、自然中心主義、生命至上主義、生命存在論、
 - ㉟実定道德としての価値（共同体の歴史・伝統・習俗、共通善、民族・人種）を根拠に据える共同体論、法的モラリズム、ナショナリズム、レイシズム、
 - ㊱信念体系としての価値（宗教、政治的イデオロギー）を前面に押し出す宗教的原理主義、新保守主義、
 - ㊲近代の普遍主義的な価値（理性、正義、人権、平等）を掲げる近代自然法論、
 - ㊳個人レベルでの倫理的価値（良心、徳、根源的自己）に定位する心術倫理、徳倫理、実存主義的倫理、
- といったものである。

これら二つの思考類型に分類される思考様式は、様々な実践的問いに対する応答のうちに見出されるものであるが、たいていの場合に尖鋭な対立関係を形づくる（例えば人工妊娠中絶をめぐる〈プロチョイス派＝自己決定論〉と〈プロライフ派＝生命至上主義〉）が、ときには、結びついて一つの思想的立場を構成することもある（例えば歴史修正主義における反普遍主義とナショナリズム）。問題はおそらく、それぞれの思考において掲げられる「根拠」がただちに「規範としての拘束力」を持つという想定にある。価値の多元化状況における社会規範の在り方を考えるとき、当の「根拠」に形式的・技術的な合理性ないしは実質的な合理性を認めることができたとしても、それがそのまま人々に対して当為として義務づける力を持つということにはならない。規範には、「決定」に至るプロセスそのものの合理性や決定の「根拠」の正当性、すなわち「手続きとしての正義」が不可欠なのである。ここではそうした方向への手がかりを「法的議論」を中心に据えた法的思考のうちに探してみたい。それは、法実証主義と自然法論の何れに対しても批判的距離をとり、法共同体成員すべてを当事者とする実践的議論の一形態としての「法的議論」に定位し、「法システムや裁判制度を、各人各様の人生目標・利害関心を持つ人びとが、法的規準を共通の適切な理由とし、公正な手続に準拠した理性的議論によって行動を調整しあうフォーラムととらえる」アプローチ（田中 1989）である。

第2章 正当化志向型規範思考としての倫理的思考——コミュニケーション的合理性

上記両思考が各主張の「根拠」に掲げる自己決定、費用便益計算、自然・生命・共同体（実質的価値）などを、規範として正当化されるプロセスのなかで検証すべき「規定要因」として捉え返し、コミュニケーションの反省形態である「討議（Diskurs）」という手続きを方法原理に据える倫理的思考を「正当化志向型規範思考」として類型化する。それぞ

れの規定要因は、それ自体としてただちに効力を持つわけではなく、「実践的討議」の中でその規範的正当性が認証されてはじめて、妥当性を有する「根拠」として認められる。その際必要となるのは、個人の自由な選択／社会による強制、価値の多元性／価値の一元的押しつけといった二分法にとどまるのではなく、自由と強制、価値と規範を、その存立を支えている「文脈性」（関係性および力動性）に即して捉え返すことである。そしてそれは同時に、何らかの規定要因を規範の根拠として正当性を要求する主張は、いかなるものであれ討議という手続きの原則・規則に服するものと見なされねばならない、という「手続き性」に目を向けることでもある。このような実践的問いを形づくる文脈性と手続き性をコミュニケーション的合理性規準として再構成しながら、正当化を志向する倫理的思考の骨格を素描してみよう。

実践的問いへの応答が紛争解決や行為規制として機能するものであるためには、その主張が規範としての正当性を要求するものであること、それに対する疑問・異論・批判が提示されれば自らの主張の「根拠づけ」すなわち「正当化」が可能であること、その正当化が手続き的規範に従うものであること、そして当事者すべての了解を得る（合意が達成される）ことが必要であるという制約条件、——これを「コミュニケーション的合理性」と呼ぶことにしたい。その核心に位置する手続き的規範は、正当化手続きにおける「言語使用の規則」に従うことと、意思決定プロセスとしての「実践的討議の原則」に従うことの二つのレベルから成る（この問題については霜田 2000b で主題的に論じた）。

一方の「言語使用の規則」は、「論理的・意味論的な規則」として、発話者に対して自己矛盾の禁止、誠実性、首尾一貫性（普遍化可能性）を要求すると同時に、真理性および正当性への要求、根拠づけ可能性への要求、反論・批判に対する自己正当化の義務といった「語用論的規則」として、何かを主張するという発話行為に対して規制的に働く。もう一方の「実践的討議の原則」は、意見形成や意思決定の営みにおいて参加者に遵守を要求されるものである。その主なものを挙げておこう。

- ①紛争解決や利害調整にあたっては、当事者双方ならびに裁定者に不偏不当性が求められる。
- ②それぞれの問題に関係する当事者は誰もが討議に参加することができる。
- ③いかなる主張であれ、それを導入し、問題化することが認められる。
- ④討議の内部または外部のいかなる支配的な強制によっても参加者の権利行使を妨げることがあってはならない。
- ⑤議論に内在する説得力のみが合意の根拠でなければならない。
- ⑥討議によって決定された規範の遵守によって生じると予期される結果が、すべての当事者によって受け入れ可能でなければならない。

（これらはハーバーマス（1983）の「普遍化原則」と「討議倫理原則」、アレクシー（1991）の「理性規則」、田中成明（1994）の「対話的合理性基準」を再構成したものである。）

以上のような手続き的規範は、何らかの実践的課題を自らにとって無視できない問いとして受け止め、かつそれに応答することが迫られていることを承認する以上、不可避的かつ必然的に遵守することが要求される義務である。それを拒否することは「遂行的矛盾」に陥らざるをえないという意味で、「遂行的（performativ）」構造がそこには認められる。コミュニケーション的合理性を手続き的規範の遂行的構造に定位するこのような方向は、

価値領域の分化や価値観の多元化が進む現代社会において、複数の視点を確保しつつ規範的拘束力をもった決定に至る、一つの有力な可能性を示していると言えるのではないか。

さて、実践的な課題においては、当事者間での利害衡量や対立・競合する善構想の妥協調整を図りつつ、権利・義務・責任の所在を明確化すること、あるいは当の問題についての指針や協定といった枠組み・ルールづくりも求められる。例えば、社会保障のシステム、環境汚染の防止対策、エネルギー供給体制、先端医療技術の実用化といった問題では、効率性、社会的効用、費用便益計算などの形式的・技術的合理性の占める比が高くなるように見える。しかも、限られた時間内に、メンバー選定の恣意性がつねに問われうる意思決定機関という制約の下で、多くの場合きわめて合意が困難な問題に一定の方向づけを提示することが要請されている。こうした事態に対し最近の法哲学は、現代型訴訟（＝公共訴訟）と法政策学の領域で、利害衡量や妥協調整といった価値の位相と制度・ルールなどの規範の位相とを関連づける試みを展開している。前者は政策形成型訴訟とも呼ばれ、過去の権利侵害や義務違反に対する救済や制裁が中心となる紛争解決型訴訟とは違い、当事者だけでなく広く公共的なレベルでの政策遂行の是非やそのための資源調達と配分・給付の在り方、関連制度や法整備などをめぐって議論が行われる（具体的には、公害や薬害の被害者による訴訟、情報公開訴訟、公共事業差し止め訴訟など）。後者は、意思決定理論を法的に再構成しつつ、法制度またはルールの体系の設計や公共政策のコントロールを行うための理論枠組みや技法を扱う。何れも、実行可能な政策決定のためにより有効な方向を指し示す、「目的 - 手段思考および効率性基準」がその核心を形づくると言ってよい。しかし同時に、「正当化思考および正義基準」も、とりわけ不利益を受けるかもしれない側の権利保障や配分の公平性を確保するものとして、政策形成の際に考慮されねばならない。（田中 1994、平井 1995）

一般的な実践的課題に取り組む倫理的思考に問われているのは、「目的 - 手段思考および効率性基準」と「正当化思考および正義基準」というこの二つの思考様式と基準をどのように関係づけるかということである。それは同時に、形式的・技術的合理性とコミュニケーション的合理性との関係を問うことでもある。これを考える一つの手がかりが、「公共的協議（public deliberation）」をめぐる議論——これに関しては、リベラリズム、参加デモクラシー論、討議理論などが論争的共闘関係を形づくりながら理論的展開を試みている——のうちに見出される。（これについては霜田 2000a で論じた。）

「公共的討議」は、協同社会（アソシエーション）や住民参加のフォーラムといった非制度的（＝パブリック）なレベルと、議会・裁判、審議会・諮問会議といった制度的（＝オフィシャル）な枠組みの中での意思決定のレベルに分けることができる。何れにおいても、「賢慮」を重視する「実践的推論」が行使され、人間の判断能力の不完全性や理性の複数性を見据えた「他でもありうる決定」であっても、それが説得的である場合には「理にかなった決定」として尊重される。そこでは、討議で要求されるような絶対的な正当化ではなく、政策形成に伴う利害衡量や妥協調整、あるいは目的達成のための手段としての有効性が「説得力」の主要な部分を占めていることも珍しくない。しかしその決定が同時に規範としての拘束力を持ちうるためには、合意に至るプロセスが手続き的規範に服するものでなければならない。政策形成においても、それが規範に関わる意思決定である以上、効率性規準に対してはつねにコミュニケーション的合理性規準が制約条件ないし規制原理

として機能する。ここに、正当化を志向する倫理的思考の基底性が確認できる。

以上見てきたように、討議（手続き的規範・コミュニケーション的合理性）と協議（効率性規準と正義規準）の二層構造を踏まえ、実践的問いへの応答を形づくっている様々な思考様式を分節化し、論点や対立軸の明確化を図るとともに、問題解決の方向を探ること、——こうしたことのうちに倫理的思考の可能性を認めることができるのではないか。

〈参考文献〉

Alexy,R. 1991: *Theorie der juristischen Argumentation. Die Theorie des rationalen Diskurses als Theorie der juristischen Begründung*. 2.Aufl. Suhrkamp. (1.Aufl. 1978.)

Habermas,J. 1983:*Moralbewußtsein und kommunikatives Handeln*. Suhrkamp. [三島憲一他訳『道徳意識とコミュニケーション行為』岩波書店 1991]

霜田求 2000a:「コミュニケーションと道徳・倫理・政治——公共的自律の可能性——」、入江・霜田編『コミュニケーション理論の射程』ナカニシヤ出版

—— 2000b:「実践的討議の道徳性——ハーバーマスとアレクシーを手がかりにして——」、『熊本学園大学経済学部開設三十周年記念論集』

田中成明 1989:『法的思考とはどのようなものか』有斐閣

—— 1994:『法理学講義』有斐閣

平井宜雄 1995:『法政策学[第二版]』有斐閣

矢崎光圀 1963:『法実証主義——現代におけるその意味と機能——』日本評論新社